静岡県告示第654号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第２項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和８年11月６日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類（通称名５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）	令和８年11月６日
Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類（通称名Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）	令和８年11月６日
（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類（通称名２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）	令和８年11月６日

２　指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。